

議案第65号

つくば市立図書館条例の全部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立図書館条例

つくば市立図書館条例（平成2年つくば市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存し、市民等の利用に供することにより、その知る権利を保障し、もってその教養の向上及び生涯にわたる学習の啓発並びに教育の振興及び文化の発展に寄与するため、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくば市立中央図書館	つくば市吾妻二丁目8番地

2 つくば市立中央図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
谷田部交流センター図書室	つくば市谷田部4774番地18
筑波交流センター図書室	つくば市北条5060番地
小野川交流センター図書室	つくば市館野477番地 1
荃崎交流センター図書室	つくば市小荃318番地

(閲覧所、配本所及び移動図書館)

第3条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、必要に応じて閲覧所、配本所及び法第3条第5号の自動車文庫として移動図書館を置くことができる。

(利用の制限等)

第4条 つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者（教育委員会規則で定める電子図書館サービス（以下「電子図書館サービス」という。）を利用する者を含む。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、図書館の利用（電子図書館サービスの利用を含む。）を制限し、停止し、又は禁止することができる。

(原状回復の義務)

第5条 利用者は、図書館の利用を終了したとき又は前条の規定により利用を制限され、停止され、若しくは禁止されたときは、その図書館の施設、附帯設備、備品等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 利用者は、図書館の施設、附帯設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者は、図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理

由があると認めるときは、その賠償の義務を免除することができる。

- 3 前項本文の場合において、廃刊等の理由により当該図書館資料の現品を賠償できないときは、教育委員会は、現品に代わる相当品を指定し、これに代えさせることができる。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館につくば市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、15人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、第2項に規定する委員の任命の基準に該当しなくなったときは、その職を失う。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市立図書館条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命されている委員は、

この条例による改正後のつくば市立図書館条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定により任命された委員とみなす。

- 3 前項の場合において、その任命されたとみなされる委員の任期は、改正後の条例第7条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における改正前の条例第3条第2項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（提案理由）

つくば市立図書館の構成変更に関し必要な事項を定めるほか、その設置及び管理について所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。